

田辺市建設工事等暴力団排除に関する措置要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託(以下「建設工事等」という。)の適正な履行を確保するため、市が発生する建設工事等から暴力団等による不法な介入の排除措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策委員会の設置)

第2条 市に、田辺市建設工事等暴力団排除対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

2 対策委員会は、第4条に規定する指名の除外に関する審議を行う。

(対策委員会の組織)

第3条 対策委員会の委員は、15人以内とし、工事入札資格審査委員会の委員をもって構成するものとする。

2 対策委員会は、副市長が主宰し、副市長に事故があるときは、あらかじめ副市長が指名する委員がその職務を代理する。

3 対策委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 対策委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

5 対策委員会の事務局は、総務部契約課とする。

(指名除外)

第4条 市長は、指名競争入札の資格を有する業者(以下「有資格業者」という。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、対策委員会での審議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者を指名競争入札の指名の対象から除外(以下「指名除外」という。)するものとする。

(指名除外の通知)

第5条 市長は、前条の規定により指名除外を行ったときは、当該有資格業者に対して、その旨を通知するものとする。

(下請負等の禁止)

第6条 市長は、指名除外の対象となった業者が、市が発注する建設工事等に係る下請負をすることも認めないものとする。

(関係団体への協力要請)

第7条 市長は、第4条の規定により指名除外を行ったときは、建設業関係団体等に対して協力を求めるものとする。

(建設工事等妨害の際の措置)

第8条 市長は、市が発注した建設工事等の受注者が、暴力団による建設工事等の進行に不法な介入を受けた旨の申出があったときは、警察署への被害届の提出を指導するとともに、当受注者に対し、工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の入手及び確認)

第9条 対策委員会は、建設工事等から暴力団の介入を排除するため、警察署と密接な

連携のもとに運営するものとする。

2 警察署以外の官公署及びその他の機関から、暴力団関係者に関する情報の提供があったときは、警察署に当該情報の確認を求めるものとする。

(守秘義務)

第10条 対策委員会の委員及び関係職員は、当該職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

措 置 要 件	指名除外の期間
<p>入札参加資格者等が、次の各号に該当するとき。</p> <p>(1) 暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</p> <p>(4) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(5) 暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p> <p>当該認定をした日から 6か月</p> <p>当該認定をした日から 6か月</p> <p>当該認定をした日から 6か月</p> <p>当該認定をした日から 6か月</p>